

地車第44号
地備第57号
平成元年3月29日

最終改正：国自安第181号
国自整第296号
令和4年3月23日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

自動車事故報告書等の取扱要領

- 1 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）第2条第11号に規定する「自動車の装置の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ．装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかったもの
 - ロ．装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
- 2 規則第2条第15号の「指示」は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）又は運輸支局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。）を通じて行うものとする。
- 3 報告書の提出
運輸支局長は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者（主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。）の区域内において自家用有償旅客運送を行う者を除く。）並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）に規則第2条の事故があった場合は、規則第3条の自動車事故報告書（以下「報告書」という。）を事故があった日（同条第10号に掲げる事故にあっては事業者等が当該救護義務違反があったことを知った日、同条第15号に掲げる事故にあっては当該指示があった日。以下同じ。）から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があった日から3

0日以内であっても報告を督促することができる。

4 報告書の受理

- (1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があったときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。
- (2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受理した場合、1通を控とし、2通を報告書を受理した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。

ただし、運輸支局長は、規則第2条第9号に規定する事故（脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に限る。）の報告書を受理した場合にあっては、速やかに地方運輸局長に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受理した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

ただし、地方運輸局長は、規則第2条第9号に規定する事故（脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に限る。）の報告書を受理した場合にあっては、速やかに国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

- (1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書の集計及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。
- (2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局長等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

8 速報

- (1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。
- (2) 地方運輸局長等は、規則第4条及び「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」という。）の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。

(3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故について、被害が著しく大きい場合、社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めたときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断されるとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断されるときは、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにその内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。また、「推定原因」に事故の原因として疑われる疾病名を明記させるように指導すること。

ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。

睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、規則第2条第9号に該当する事故として報告させるよう事業者等を指導すること。「睡眠時無呼吸症候群が疑われる」とは、過去に同疾病と診断されたことがあり治っていないもの、又は「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」（平成27年8月国土交通省自動車局）に記載のSASの症状があるものをいう。

12 車両故障に起因する事故

(1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

(2) 地方運輸局長は、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故で、被害が大きい場合又は社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

① 当該事故の概要及び原因

② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車

検査証の有効期間

③ 別表 1 中第 4 第 4 項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車局長に送付すること。

1 3 報告書の提出漏れ及び速報洩れの防止

- (1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第 3 条の規定による報告書の提出並びに規則第 4 条及び告示の規定による速報が確実になされるよう事業者等を指導すること。
- (2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出漏れ及び速報洩れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

事業用自動車の死亡、重傷事故			
発生年月日	事業者名 (甲)	事業者名 (乙)	警察署名

附 則 (令和 4 年 3 月 2 3 日付け国自安第 1 8 1 号、国自整第 2 9 6 号)
改正後の通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 事故実地調査要領

第1 一般事項

- 1 事故の種類
- 2 事故発生年月日、時刻
- 3 天候（当日、前日及び前々日）
- 4 事故の発生場所（路線名、道路名、営業所等からのキロ程）
- 5 車両の使用者（氏名又は名称、営業所名、事業の種類）
- 6 自動車の使用の本拠の位置
- 7 乗務員（氏名、年齢、経験年数、勤続年数）
 - (1) 運転者の過去3年間の事故・違反歴
 - (2) 当該路線に対する経験の程度
 - (3) 運転者の健康診断の受診状況及び診断結果による対応状況
 - (4) 運転適性診断の受診状況
 - (5) 最近4週間の勤務状況
- 8 事業者（所在地、代表者名、保有車両数、主要業務）
- 9 運行管理者（氏名、職名、選任届出年月日、資格者証番号、職務の執行状況）

第2 自動車の概要

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 初度登録年月
- 4 自動車の種別、用途
- 5 車体の形状
- 6 車名及び型式
- 7 車台番号
- 8 長さ、幅及び高さ
- 9 原動機の型式
- 10 燃料の種類
- 11 原動機の総排気量又は定格出力
- 12 乗車定員又は最大積載量（事故当時の乗車人員又は積載量を含む。）
- 13 車両重量及び車両総重量（事故当時の車両総重量を含む。）
- 14 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条又は第56条の規定により基準の緩和をした自動車にあっては、その内容（緩和事項緩和制限事項）
- 15 道路交通法第57条第1項に許可が必要な自動車にあっては、許可の取得状況及びその内容（許可条件等）
- 16 道路法第47条の2第1項の許可が必要な自動車にあっては、許可の取得状況及びその内容（許可条件等）
- 17 規則第2条第3号に掲げる物品を運送するものにあつては、積載物品名、積載物品種別及び積載容量等

第3 損害

- 1 死者、負傷者の数及びその状況
- 2 物的損害の額とその状況

第4 当時の状況

1 道路等の状態

- (1) 幅員及び車線数
- (2) 走行、追越車線の別
- (3) 勾配（平坦・上り・下り）の別及びその度合
- (4) 形態（直線・右曲り・左曲り・交差・つづら折り）の別
- (5) 路面の状態（乾・湿・積雪・氷結）の別
- (6) 環境（地帯）
- (7) 橋、トンネル等の場合は、その構造（長さ、高さ）及び通行制限の内容

2 転落箇所の状況

- (1) 路肩の状況
- (2) 落差
- (3) 水深
- (4) 傾斜の有無
- (5) 落下位置及び落下の状況
- (6) 路肩危険箇所としての指定報告の有無
- (7) ガードレール等の設置の有無

3 踏切の状況

- (1) 線路の名称
- (2) 踏切の名称
- (3) 種別
- (4) 踏切道の幅員
- (5) 路面の状況
- (6) 構造
- (7) 踏切前後の道路幅員
- (8) 勾配（平坦・上り・下り）の別及びその度合
- (9) 見透し
- (10) 線路数
- (11) 交角度
- (12) 車掌の降車誘導の有無

4 車両故障に起因する場合の状況

- (1) 使用開始後の総走行キロ数
- (2) 破損又は脱落した部品の状況
 - (ア) 当該部品及び破損部位の名称（この場合、前後左右の別のあるときは、前進方向に向かって前後左右の別）
 - (イ) 当該部品を取付けてからの事故発生までの走行キロ数
 - (ウ) 刻印、部品番号及びその位置
 - (エ) 当該部品の製作者（製作者不明の場合は販売者）氏名又は名称及び住所
 - (オ) 当該部品の破損又は脱落の状況を示す写真若しくはスケッチ
- (3) 点検整備及び改造の状況
 - (ア) 日常点検の実施状況
 - (イ) 当該部品を含む装置の最近における定期点検整備及び臨時整備の施行

年月日、施行工場名及び内容

(ウ) 破損又は脱落した部品の探傷の有無

(エ) 点検整備の記録状況

(オ) 改造の施行年月日、施行工場名及び内容

(4) その他

(ア) 当該部品の破損又は脱落の原因に関する考察

(イ) 同一型式の他の自動車の部品について類似の亀裂、折損、磨耗の有無及びその発生状況

(ウ) 整備管理者の氏名、職名、選任届出年月日及び職務の執行状況

5 運行の状況

(1) 定期ダイヤ・臨時ダイヤ

(2) 運転者の本務・臨時の別

(3) 担当車・予備車の別

(4) その日の就業開始後の経過時間

(5) 運行計画及び運行状況

(6) 交替運転者の配置状況

6 事故現場付近の状況

(1) 当時の交通量

(2) 附近の警戒標識設置の有無

(3) 道路上の障害物の有無とその状況

(4) 附近における過去の事故発生事実の有無

(5) 制限速度

(6) 危険認知時の速度

(7) 危険認知時の距離

(8) スリップ距離

7 その他

(1) 非常口の使用状況

(2) 消火器の使用状況

(3) 自動車からの脱出状況

第5 処置

1 死傷者の防護（救急）処置

2 車両の処置

3 乗務員のとった措置状況

第6 保険

任意保険（対人、対物、その他）の加入状況

第7 意見

1 乗務員の事故に対する意見

2 事業者の事故に対する意見

第8 事故原因

1 警察当局の推定事故原因

2 調査担当者の推定事故原因

第9 見取図

事故現場附近の見取図

別表2 運転者の健康状態に起因する事故の調査事項

1. 事業者

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 営業所の名称及び住所
- (3) 事業の種類
- (4) 営業所の運転者数及び車両数

2. 事故等の概要

- (1) 発生年月日
- (2) 発生場所
- (3) 道路の状況
 - ①道路名
 - ②幅員
 - ③勾配
 - ④道路の形態等
- (4) 車両
 - ①登録番号
 - ②車名
 - ③型式
 - ④年式
- (5) 運転者
 - ①氏名
 - ②年齢
 - ③経験年数
 - ④採用年月日
 - ⑤選任年月日
- (6) 事故等の状況（当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む）
- (7) 損害
- (8) 推定原因
- (9) 事故処理の状況

3. 当該運転者に関する事項

- (1) 健康状態の把握状況
 - ①健康診断の受診状況
 - ②注意事項精密診断（検査）の状況
 - ③加療の状況

(2) 勤務等の状況

①最近1ヶ月間の勤務状況

②乗務調整等勤務上の配慮の状況

(3) 当日の点呼執行者及び関係者の所見等

4. 当該事業者所属運転者に係る事項

(1) 健康管理の指導状況

(2) 健康上の要注意者の状況

(3) 健康上の要注意者に対する管理状況

(4) 健康上要注意者の勤務における配慮の状況

5. 当該事業者における健康状態に起因する事故防止対策の現状と今後の改善

6. 当該事業者における同種事故の発生状況（過去3年間）

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証 の有効期間		年 月 日まで	
使用開始後の 総走行距離		km	
最近における 大規模な改造	内 容		
	施 行 期 日	年 月 日	
	施 行 者		
破損又は脱落部品名			
同 上 部 品 の 名 称		前 後	左 右
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ		km	
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)			
当該部品の製作者（不明 の場合は販売者）の氏名 又は名称及び住所			
疲労又は急進破損の別			
材質、加工、設計当に対 する意見			

別記様式（第3条関係）

（表）

自 動 車 事 故 報 告 書						
国土交通大臣		殿				
自動車の使用者の氏名又は名称						
住 所						
電話番号						
年 月 日 提出						
発生日時	年	月	日	時	分	
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧	6 その他
発生場所	都道府県	区市郡	区町村	番地	路線名 又は 道路名	道 線
当該自動車の使用の本拠の名称及び位置					自動車登録番号 又は車両番号	
当時の状況						
現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）						
当時の処置						
事故の原因						
再発防止 対 策						
備 考						

（日本工業規格A列4番）

事故の種別	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他	危険認知時の速度	km/h									
	発生順																危険認知時の距離	m									
当該自動車の概要	転落の状態	落差							m							水深		m									
	衝突等の状態	1 正面衝突			2 側面衝突			3 追突			4 接触			5 物件衝突			道路上的事故の場合には事故発生地点		1 車道		2 歩道		3 横断歩道				
乗客	車名	型式		車体の形状				初度登録年又は初度検査年				死傷事故の場合には死傷者の状態		1 車道		2 歩道		3 横断歩道									
	事業用	1 乗合旅客				2 貸切旅客				3 乗用旅客				4 特定旅客				5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物)		6 その他		7 特定第二種					
乗員	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー)				2 有償旅客運送				3 その他				1 原動機 (速度抑制装置を除く)		2 速度抑制装置		3 動力伝達装置		4 車輪 (タイヤを除く)		5 タイヤ					
	種別	1 普通		2 小型		3 その他				1 原動機 (速度抑制装置を除く)		2 速度抑制装置		3 動力伝達装置		4 車輪 (タイヤを除く)		5 タイヤ		6 車軸		7 操縦装置		8 制動装置		9 緩衝装置	
乗務者	乗車定員	人		当時の乗車定員				人				1 燃料装置		11 電気装置		12 車枠及び車体		13 連結装置		14 乗車装置		15 物品積載装置					
	最大積載量	kg		kg				kg		kg		16 窓ガラス		17 騒音防止装置		18 ばい煙等の発散防止装置		19 灯火装置及び指示装置		20 反射器		21 警音器		22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等)			
乗務者	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		23 計器 (速度計、走行距離計等)		24 消火器		25 内圧容器及びその附属装置		26 運行記録計	
	許可等の取得状況	制限外許可		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		27 その他		氏名		年齢		才	
乗務者	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等		3 コンテナ		4 生コンクリート		5 危険物等		6 冷凍、冷蔵品		7 原木、製材		8 引越		9 その他		本務・臨時の別		1 本務		2 臨時			
	積載危険物等	1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		事故日以前1ヶ月間に 出勤しなかった日数		日			
乗務者	運搬の有無	1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		乗務開始から事故発生までの 乗務時間及び乗務距離		時間			
	種類	1 危険物		2 火薬類		3 高压ガス		4 核		5 R I		6 毒劇物		7 可燃物		1 有		2 無		1 有		2 無		最近出勤しなかった 日から事故日までの 勤務日数及び乗務距離 の合計		日	
乗務者	品名及び積載量又は放射能の量	品名		() kg、l		() Bq		品名		() kg、l		() Bq		品名		() kg、l		() Bq		品名		() kg、l		() Bq			
	イエローカードの携行状況	1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無			
乗務者	道路の種類	1 道路 (イ高速自動車国道)				2 道路 (ロ自動車専用道路等)				3 道路 (ハその他)				1 死亡		2 重傷		3 軽傷		シートベルトの着用状況		1 着用		2 非着用		3 非装備	
	道路の幅員	1 平坦				2 上り				3 下り				1 着用		2 非着用		3 非装備		1 死亡		2 重傷		3 軽傷			
乗務者	道路の形態	1 直線		2 右曲り		3 左曲り		4 交差		5 つづら折り		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無	
	路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無			
乗務者	警戒標識の設置	1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無			
	踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無		1 有		2 無	
乗務者	当時の運行計画	(発地・経由地・着地)				運行管理者				氏名				運行管理者資格者証番号													
	運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)				1 有				2 無				損害の程度													
乗務者	運送形態	1 下請運送				2 その他				死亡				人 (うち乗客)													
	荷送人の氏名又は名称及び住所	荷受人の氏名又は名称及び住所				軽傷				人 (うち乗客)				人 (うち乗客)													
乗務者	事業者番号	再発防止対策				事業者番号				再発防止対策				事業者番号													
	再発防止対策	再発防止対策				事業者番号				再発防止対策				事業者番号													

(注)

- (1) 印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) 印欄は、記入しないこと。
- (3) 印欄及び 印欄以外の欄は、該当する事項を で囲むこと。
- (4) 印欄は、事故が第2条第11号又は第12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「口 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

〔自動車事故速報〕

(第 報)

関東運輸局管内

発信者：

受信者：関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課

受付：平成 年 月 日 時 分

配布先	<input type="checkbox"/> 国土交通省安全政策課	<input type="checkbox"/> 関東運輸局長	<input type="checkbox"/> 関東運輸局次長	<input type="checkbox"/> 自動車技術安全部長									
	<input type="checkbox"/> 自動車技術安全部次長	<input type="checkbox"/> 総務部長	<input type="checkbox"/> 自動車交通部旅客	<input type="checkbox"/> 自動車交通部貨物									
	<input type="checkbox"/> 自動車監査指導部	<input type="checkbox"/> 鉄道部	<input type="checkbox"/> 運輸局	<input type="checkbox"/> 運輸支局									
日時	平成 年 月 日 () 時 分			天候：	道路名：								
場所					kp								
種類	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	車内	死傷	その他				
損害	死者： 人	重傷者： 人	軽傷者： 人	車両の損害： 破()									
事故(当事者)	事業者名				業態等	車名・型式・年式							
	登録番号				運転者	年齢	才	定員	当時：				
					経験	年	積載量	最大：					
事故(当事者)	事業者名				業態等	車名・型式・年式							
	登録番号				運転者	年齢	才	定員	当時：				
					経験	年	積載量	最大：					
道路	幅員	勾配		直・曲の別				路面の状態			車両制限令の指定	路肩危険指定	
	m	平坦	上り	下り	直線	右曲	左曲	交差	乾燥	湿潤	凍結	積雪 (cm)	
転落	追越・行違・退避・単独				正立・横転(乗降口：上・下)・逆転								
	落差：	m		場所：	水深：		m		傾斜：	度			
踏切	種別：第 種	幅員：	m		見通し：	m		勾配：	制限等：				
一般事項	危険認知速度：	km/h		当該道路の制限速度：	km/h		危険認知距離：	m					
事業者	所在地：						営業所	営業所名：					
	代表者名：							配置車両数： 両					
事故状況 (多重衝突事故等の場合は、現場略図等を別紙に記載すること。)													

主な調査指示及び再発防止対策指示等	-----					推定原因							
	-----					備考	空欄は、現在調査中。						

新	旧
地車第44号	地車第44号
地備第57号	地備第57号
平成元年3月29日	平成元年3月29日
改正：自環第284号	改正：自環第284号
自整第229号	自整第229号
平成8年12月20日	平成8年12月20日
改正：国自総第9号	改正：国自総第9号
国自整第7号	国自整第7号
平成13年4月20日	平成13年4月20日
改正：国自総第512号	改正：国自総第512号
国自整第212号	国自整第212号
平成15年3月11日	平成15年3月11日
改正：国自総第441号	改正：国自総第441号
国自整第152号	国自整第152号
平成17年2月1日	平成17年2月1日
改正：国自総第17号	改正：国自総第17号
国自整第6号	国自整第6号
平成18年4月14日	平成18年4月14日
改正：国自総第338号	改正：国自総第338号
国自整第97号	国自整第97号
平成18年10月6日	平成18年10月6日
改正：国自安第115号	改正：国自安第115号
国自整第89号	国自整第89号
平成21年11月20日	平成21年11月20日
改正：国自安第246号	改正：国自安第246号
国自整第342号	国自整第342号
平成27年3月23日	平成27年3月23日
改正：国自安第17号	最終改正：国自安第17号
国自整第40号	国自整第40号
平成27年5月18日	平成27年5月18日
最終改正：国自安第181号	
国自整第296号	
令和4年3月23日	

各地方運輸局長 殿
沖繩総合事務局長 殿

各地方運輸局長 殿
沖繩総合事務局長 殿

自動車局長

自動車事故報告書等の取扱要領

1～10 (略)

1.1 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。また、「推定原因」に事故の原因として疑われる疾病名を明記させるように指導すること。

ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。

睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、規則第2条第9号に該当する事故として報告させるよう事業者等を指導すること。「睡眠時無呼吸症候群が疑われる」とは、過去に同疾病と診断されたことがあり治っていないもの、又は「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」(平成27年8月国土交通省自動車局)に記載のSASの症状があるものをいう。

1.2～1.3 (略)

附 則 (令和4年3月23日付け国自安第181号、国自整第296号)

改正後の通達は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 1 (略)

別 表 2 (略)

別 表 3 (略)

自動車局長

自動車事故報告書等の取扱要領

1～10 (略)

1.1 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。

1.2～1.3 (略)

別 表 1 (略)

別 表 2 (略)

別 表 3 (略)

別紙

国自安第17号の2
国自整第40号の2
平成27年5月18日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿
一般社団法人全国自家用自動車協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿
一般社団法人全国レンタカー協会会長 殿
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
公益社団法人全国通運連盟会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

先般、乗合バスの運転者が運行中に気を失い、異変に気付いた乗客が駐車ブレーキを作動させたことにより、幸い惨事に至らなかった事案が発生しました。

運転者の健康状態に起因する事故にあつては、これまでも自動車事故報告書に加え、「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）別表2により報告するよう指導しているところですが、より詳細な状況をすみやかに把握するため、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、自動車事故報告規則第4条第1項の規定に準じ、速報されるよう貴会傘下会員に対し周知方お願い致します。

なお、同要領を別添新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通達しましたので、了知願います。

別添

新	旧
地車第44号	地車第44号
地備第57号	地備第57号
平成元年3月29日	平成元年3月29日
改正：自環第284号	改正：自環第284号
自整第229号	自整第229号
平成8年12月20日	平成8年12月20日
改正：国自総第9号	改正：国自総第9号
国自整第7号	国自整第7号
平成13年4月20日	平成13年4月20日
改正：国自総第512号	改正：国自総第512号
国自整第212号	国自整第212号
平成15年3月11日	平成15年3月11日
改正：国自総第441号	改正：国自総第441号
国自整第152号	国自整第152号
平成17年2月1日	平成17年2月1日
改正：国自総第17号	改正：国自総第17号
国自整第6号	国自整第6号
平成18年4月14日	平成18年4月14日
改正：国自総第338号	改正：国自総第338号
国自整第97号	国自整第97号
平成18年10月6日	平成18年10月6日
改正：国自安第115号	改正：国自安第115号
国自整第89号	国自整第89号
平成21年11月20日	平成21年11月20日
改正：国自安第246号	<u>最終</u> 改正：国自安第246号
国自整第342号	国自整第342号
平成27年3月23日	平成27年3月23日
<u>最終改正：国自安第17号</u>	
<u>国自整第40号</u>	
<u>平成27年5月18日</u>	

各地方運輸局長 殿
 沖縄総合事務局長 殿

各地方運輸局長 殿
 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

自動車局長

自動車事故報告書等の取扱要領

1～4 (略)

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受領した場合、1通を控とし、2通を報告書を受領した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。

ただし、運輸支局長は、規則第2条第9号に規定する事故(脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に限る。)の報告書を受領した場合にあっては、速やかに地方運輸局長に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受領した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

ただし、地方運輸局長は、規則第2条第9号に規定する事故(脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に限る。)の報告書を受領した場合にあっては、速やかに国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6～10 (略)

1 1 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。

1 2～1 3 (略)

別 表 1 (略)

別 表 2

自動車事故報告書等の取扱要領

1～4 (略)

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受領した場合、1通を控とし、2通を報告書を受領した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受領した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6～10 (略)

1 1 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

1 2～1 3 (略)

別 表 1 (略)

別 表 2

1. (略)	1. (略)
2. (1) ~ (5) (略)	2. (1) ~ (5) (略)
(6) 事故等の状況 (当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む)	(6) 事故等の状況 (当日の運行状況を含む)
(7) ~ (9) (略)	(7) ~ (9) (略)
3. ~6. (略)	3. ~6. (略)
別 表3 (略)	別 表3 (略)

別添

新	旧
<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 改正：国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日 改正：国自総第338号 国自整第97号 平成18年10月6日 改正：国自安第115号 国自整第89号 平成21年11月20日 <u>最終改正：国自安第246号</u> <u>国自整第342号</u> <u>平成27年3月23日</u></p>	<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 改正：国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日 改正：国自総第338号 国自整第97号 平成18年10月6日 改正：国自安第115号 国自整第89号 平成21年11月20日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局長</u></p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車交通局長</u></p>

自動車事故報告書等の取扱要領

- 1 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）第2条第11号に規定する「自動車の装置の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかつたもの
 - ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
- 2 規則第2条第15号の「指示」は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）又は運輸支局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。）を通じて行うものとする。
- 3 報告書の提出

運輸支局長は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者（主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。）の区域内において自家用有償旅客運送を行う者を除く。）並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）に規則第2条の事故があつた場合は、規則第3条の自動車事故報告書（以下「報告書」という。）を事故があつた日（同条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日。以下同じ。）から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があつた日から30日以内であっても報告を督促することができる。
- 4 報告書の受理
 - (1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があつたときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。

自動車事故報告書等の取扱要領

- 1 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）第2条第11号に規定する「自動車の装置の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの」とは次に掲げるものをいう。
 - イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかつたもの
 - ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
- 2 規則第2条第15号の「指示」は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）又は運輸支局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。）を通じて行うものとする。
- 3 報告書の提出

運輸支局長は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）に規則第2条の事故があつた場合は、規則第3条の自動車事故報告書（以下「報告書」という。）を事故があつた日（同条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日。以下同じ。）から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があつた日から30日以内であっても報告を督促することができる。
- 4 報告書の受理
 - (1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があつたときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。

(2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受領した場合、1通を控とし、2通を報告書を受領した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受領した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

(1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書の集計及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。

(2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局長等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

8 速報

(1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。

(2) 地方運輸局長等は、規則第4条及び「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」という。）の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的

(2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受領した場合、1通を控とし、2通を報告書を受領した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受領した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

(1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書の集計及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。

(2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局長等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

8 速報

(1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。

(2) 地方運輸局長等は、規則第4条及び「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」という。）の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影

影響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。

- (3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故について、被害が著しく大きい場合、社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めたときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断される時、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断される時は、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにその内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

12 車両故障に起因する事故

- (1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

- (2) 地方運輸局長は、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故で、被害が大きい場合又は社会的影響が大きいと判

響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。

- (3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故について、被害が著しく大きい場合、社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めたときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断される時、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断される時は、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにその内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

12 車両故障に起因する事故

- (1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

- (2) 地方運輸局長は、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故で、被害が大きい場合又は社会的影響が大きいと判

断される場合には、次の事項を直ちに自動車局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

- ① 当該事故の概要及び原因
- ② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間
- ③ 別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車局長に送付すること。

断される場合には、次の事項を直ちに自動車交通局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車交通局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

- ① 当該事故の概要及び原因
- ② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間
- ③ 別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車交通局長に送付すること。

1 3 報告書の提出漏れ及び速報洩れの防止

- (1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第3条の規定による報告書の提出並びに規則第4条及び告示の規定による速報が確実になされるよう事業者等を指導すること。
- (2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出漏れ及び速報洩れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

事業用自動車の死亡、重傷事故

発生年月日	事業者名 (甲)	事業者名 (乙)	警察署名

1 3 報告書の提出洩れ及び速報洩れの防止

- (1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第3条の規定による報告書の提出が並びに規則第4条及び告示の規定による速報が確実になされるよう事業者等を指導すること。
- (2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出洩れ及び速報洩れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

事業用自動車の死亡、重傷事故

発生年月日	事業者名 (甲)	事業者名 (乙)	警察署名

附 則（平成27年3月23日付け国自安第246号、国自整第3
42号）

改正後の通達は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第
51号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

別 表 1 （略）
別 表 2 （略）
別 表 3 （略）

別 表 1 （略）
別 表 2 （略）
別 表 3 （略）

○国土交通省告示第一二二四号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）を実施するため、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣 前原 誠司

自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示

1 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二种貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者は、その使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたときその他当該事故の社会的影響が大きいと認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、その事故の概要を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に速報するよう努めなければならない。

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の規定による速報を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

附 則

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）〔抄〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したものである。</p> <p>二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの</p> <p>三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの</p> <p>四 十人以上の負傷者を生じたもの</p> <p>五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたものである</p> <p>イスト（略）</p> <p>六 自動車に積載されたコンテナが落下したものの</p> <p>七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの</p> <p>八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第一百七十七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの</p> <p>九 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することが</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したものである</p> <p>二 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたもの</p> <p>（新規）</p> <p>三 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたものである</p> <p>イスト（略）</p> <p>（新規）</p> <p>四 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの</p> <p>（新規）</p> <p>五 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することが</p>

きなくなつたもの

十 救護義務違反（道路交通法第一百七十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの

十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなつたもの

十二 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）

十三 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの

十四 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの

十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

（報告書の提出）

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（家用自動車（家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつた

できなくなつたもの

（新規）

六 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条各号に掲げる装置をいう。）の故障により、自動車が運行できなくなつたもの

（新規）

（新規）

（新規）

七 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

（報告書の提出）

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない家用自動車の使用者は、その使用する自動車（家用自動車（家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠

ことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日)から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第十一号及び第十二号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

一〇七 (略)

(速報)

第四条 事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第一項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

一 第二条第一号に該当する事故(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(以下「旅客自動車運送事業者等」という。))が使用する自動車を引き起こしたものに限る。

二 第二条第三号に該当する事故であつて次に掲げるもの
 イ 二人(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車を引き起こした事故にあつては、一人)以上の死者を生じたもの
 ロ 五人以上の重傷者を生じたもの

の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第六号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

一〇七 (略)

(速報)

第四条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに前条の自家用自動車の使用者は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第二号に該当する事故若しくは同条第三号に該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、第三条第一項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、二十四時間以内に、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

(新規)

(新規)

ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの

三 第二条第四号に該当する事故

四 第二条第五号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）

五 第二条第八号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）

2 (略)

別記様式 (第3条関係)

(裏)
(略)

事故の種類	区分														
	☆発生順					m					水深				
☆転落の状態	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 傾倒	11 健康起因	12 防護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他
衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触					2 側面衝突 5 物件衝突					3 追突				

(略)

(注)

(1)～(3) (略)

(4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は第12号のみに該当する場合には、記入を要しない。

(5) (略)

(6) 「区分」の記入は、次の区分によること。

1～7 (略)

8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故

(新規)

(新規)

(新規)

2 (略)

別記様式 (第3条関係)

(裏)
(略)

事故の種類	区分											
	☆発生順					m			水深			
☆転落の状態	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 健康起因	11 車両故障	12 その他
衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触					2 側面衝突 5 物件衝突			3 追突			

(略)

(注)

(1)～(3) (略)

(4) ◆印欄は、事故が第2条第6号のみに該当する場合には、記入を要しない。

(5) (略)

(6) 「区分」の記入は、次の区分によること。

1～7 (略)

8 危険物等 第2条第3号に該当する事故

- 9 (略)
- 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
- 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
- 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
- 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
- 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
- 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7)～(10) (略)
- (11) (略)
- 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
- 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
- 3 (略)
- (12) (略)
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14)～(21) (略)
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (23) (略)
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) (略)
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号) 第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号) 第21条第1項に規定す

- 9 (略)
- 10 (新規) 健康起因 第2条第5号に該当する事故
(新規)
- 11 車両故障 第2条第6号に該当する事故
(新規)
- 12 その他 1から11までに該当しないとき。
- (7)～(10) (略)
- (11) (略)
- 1 制限外許可 道路交通法(昭和35年法律第105号) 第57条の規定による許可
- 2 特殊車両通行許可 道路法(昭和27年法律第180号) 第47条の2の規定による許可
- 3 (略)
- (12) (略)
- (13) 種類の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14)～(21) (略)
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。
- (23) (略)
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) (略)
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

る業務を統括する運行管理者をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、なお従前の例による。

2 この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式（以下「旧様式」という。）による自動車事故報告書は、この省令による改正後の自動車事故報告規則別記様式（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、新様式裏中事故の種類（欄）に記載すべき事項のうち区分及び発生の順については、旧様式表（中）当時の状況の欄に、当該区分及び発生の順を明らかにして記載するものとする。

新	旧
<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 改正：国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日 改正：国自総第338号 国自整第97号 平成18年10月6日 <u>最終改正：国自安第115号</u> <u>国自整第89号</u> <u>平成21年11月20日</u></p>	<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日 <u>最終改正：国自総第338号</u> 国自整第97号 平成18年10月6日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車交通局長</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車交通局長</p> <p><u>自動車事故報告書等の取扱要領について</u></p>

「自動車事故報告規則及び自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令」(平成元年3月17日運輸省令第6号)により、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)の一部が改正された。これに伴い、自動車事故報告書等の取扱要領を別添のとおり定めたから、今後はこれによらねたい。

なお、「自動車事故報告書等の取扱について」(昭和31年4月13日付け自車第208号)及び「自動車事故報告規則の一部改正について」(昭和38年6月4日付け自車第393号)は廃止する。

別添

自動車事故報告書等の取扱要領

- 1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第11号に規定する「自動車の装置の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったものとは、次に掲げるものをいう。
 - イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかつたもの
 - ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
- 2 規則第2条第15号の「指示」は、地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)又は運輸支局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。)を通じて行うものとする。
- 3 報告書の提出
運輸支局長は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨

自動車事故報告書等の取扱要領

- 1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第6号に規定する「自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」とは次に掲げるものをいう。
 - イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかつたもの
 - ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
- 2 次の各号に掲げるものは、規則第2条第7号の「国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの」の例とする。
 - イ. 20人以上の軽傷者を生じたもの
 - ロ. 鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの
 - ハ. 高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの
 - ニ. 10台以上の多重衝突を生じたもの
 - ホ. 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたもの
 - ヘ. 車輪の脱落、トレーラの離脱等、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じたもの(1に該当するものを除く。)
- 3 報告書の提出
運輸支局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長

物軽自動車運送事業者を除く。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。)に規則第2条の事故があった場合は、規則第3条の自動車事故報告書(以下「報告書」という。)を事故があった日(同条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知った日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日。以下同じ。)から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があつた日から30日以内であっても報告を督促することができる。

4 報告書の受理

- (1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があつたときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。
- (2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

- (1) 地方運輸局長への進達
運輸支局長は、報告書を受理した場合、1通を控とし、2通を報告書を受理した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。
- (2) 国土交通大臣への進達
地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあつた報告書を1通を控とし、1通を報告書を受理した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。
なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

- (1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあつた報告書の集計

を含む。以下同じ。)は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下、「事業者等」という。)に規則第2条の事故があつた場合は、規則第3条の自動車事故報告書(以下「報告書」という。)を事故があつた日から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があつた日から30日以内であっても報告を督促することができる。

4 報告書の受理

- (1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があつたときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。
- (2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

- (1) 地方運輸局長への進達
運輸支局長は、報告書を受理した場合、1通を控とし、2通を報告書を受理した日から15日以内に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に進達すること。
- (2) 国土交通大臣への進達
地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあつた報告書を1通を控とし、1通を報告書を受理した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。
なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

- (1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあつた報告書の集計

及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。

- (2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局長等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

8 速報

- (1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。

- (2) 地方運輸局長等は、規則第4条及び「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」という。）の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。

- (3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故について、被害が著しく大きい場合、社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めるときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断されるとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断されるときは、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにそ

及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。

- (2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

8 速報

- (1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。

- (2) 地方運輸局長等は、規則第4条の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。

- (3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故の被害が著しく大きい場合、事故の社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めるときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断されるとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断されるときは、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにそ

の内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

1 1 運転者の健康状態に起因する事故
規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

1 2 車両故障に起因する事故
(1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。
(2) 地方運輸局長は、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故で、被害が大きい場合又は社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車交通局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車交通局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

① 当該事故の概要及び原因

② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

③ 別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車交通局長に送付すること。

1 3 報告書の提出漏れ及び速報洩れの防止
(1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第3

の内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

1 1 運転者の健康状態に起因する事故
規則第2条第5号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

1 2 車両故障に起因する事故
(1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。
(2) 地方運輸局長は、規則第2条第6号に該当する事故で被害が大きい場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車交通局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車交通局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

① 当該事故の概要及び原因

② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

③ 別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車交通局長に送付すること。

1 3 報告書の提出洩れの防止
(1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第3

条の規定による報告書の提出並びに規則第4条及び告示の規定による速報が確実になされるよう事業者等を指導すること。

- (2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出漏れ及び速報洩れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

事業用自動車の死亡、重傷事故

発生年月日	事業者名 (甲)	事業者名 (乙)	警察署名

条の規定による報告書の提出が確実になされるよう事業者等を指導すること。

- (2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出漏れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

事業用自動車の死亡、重傷事故

発生年月日	事業者名 (甲)	事業者名 (乙)	警察署名

附 則 (平成21年11月20日付け国自安第115号、国自整第89号)
改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

新	旧
<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 改正：国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日 最終改正：国自総第338号 国自整第97号 平成18年10月6日</p>	<p>地車第44号 地備第57号 平成元年3月29日 改正：自環第284号 自整第229号 平成8年12月20日 改正：国自総第9号 国自整第7号 平成13年4月20日 改正：国自総第512号 国自整第212号 平成15年3月11日 国自総第441号 国自整第152号 平成17年2月1日 改正：国自総第17号 国自整第6号 平成18年4月14日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p>自動車交通局長</p>	<p>自動車交通局長</p>
<p>自動車事故報告書等の取扱要領について</p>	<p>自動車事故報告書等の取扱要領について</p>
<p>「自動車事故報告規則及び自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令」（平成元年3月17日運輸省令第6号）により、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の一部が改正された。これに伴い、自動車事故報告書等の取扱要領を別添のとおり</p>	<p>「自動車事故報告規則及び自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令」（平成元年3月17日運輸省令第6号）により、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の一部が改正された。これに伴い、自動車事故報告書等の取扱要領を別添のとおり</p>

定めたから、今後はこれによらねたい。

なお、「自動車事故報告書等の取扱について」(昭和31年4月13日付け自車第208号)及び「自動車事故報告規則の一部改正について」(昭和38年6月4日付け自車第393号)は廃止する。

別添

自動車事故報告書等の取扱要領

- 1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第6号に規定する「自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」とは次に掲げるものをいう。
 - イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかつたもの
 - ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
- 2 次の各号に掲げるものは、規則第2条第7号の「国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの」の例とする。
 - イ. 20人以上の軽傷者を生じたもの
 - ロ. 鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの
 - ハ. 高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの
 - ニ. 10台以上の多重衝突を生じたもの
 - ホ. 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたもの
 - ヘ. 車輪の脱落、トレーラの離脱等、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じたもの(1に該当するものを除く。)
- 3 報告書の提出

運輸支局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。)は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下、「事業者等」と

定めたから、今後はこれによらねたい。

なお、「自動車事故報告書等の取扱について」(昭和31年4月13日付け自車第208号)及び「自動車事故報告規則の一部改正について」(昭和38年6月4日付け自車第393号)は廃止する。

別添

自動車事故報告書等の取扱要領

- 1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第6号に規定する「自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」とは次に掲げるものをいう。
 - イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかつたもの
 - ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの
- 2 次の各号に掲げるものは、規則第2条第7号の「国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの」の例とする。
 - イ. 20人以上の軽傷者を生じたもの
 - ロ. 鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの
 - ハ. 高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの
 - ニ. 10台以上の多重衝突を生じたもの
 - ホ. 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたもの
 - ヘ. 車輪の脱落、トレーラの離脱等、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じたもの(1に該当するものを除く。)
- 3 報告書の提出

運輸支局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。)は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下、「事業者等」という。)に規則第2条の

いう。)に規則第2条の事故があった場合は、規則第3条の自動車事故報告書(以下「報告書」という。)を事故があった日から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があった日から30日以内であっても報告を督促することができる。

4 報告書の受理

- (1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があったときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。
- (2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受理した場合、1通を控とし、2通を報告書を受理した日から15日以内に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受理した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

- (1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書の集計及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。
- (2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

事故があった場合は、規則第3条の自動車事故報告書(以下「報告書」という。)を事故があった日から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故があった日から30日以内であっても報告を督促することができる。

4 報告書の受理

- (1) 運輸支局長は、事業者等より規則第3条の報告書の提出があったときは、当該報告書について記載事項の記入洩れの有無等の確認を行った後、これを受理すること。
- (2) 規則第3条に基づき、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者に報告書を提出させるのは、整備管理に起因する事故を把握するためであるので、事故の原因その他の欄の記載については、その点に留意して指導すること。

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受理した場合、1通を控とし、2通を報告書を受理した日から15日以内に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受理した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6 報告書の集計

- (1) 地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書の集計及び報告については、別に定める方法によりこれを実施すること。
- (2) 地方運輸局長は、前項の集計結果を事業者等の関係者への指導、監督等に活用し、事故防止を図ること。

7 報告書の保管

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

地方運輸局長及び運輸支局長（以下「地方運輸局等」という。）は、報告書を3年間保管すること。

8 速報

- (1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。
- (2) 地方運輸局長等は、規則第4条の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。
- (3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

8 速報

- (1) 規則第4条の「指示」は、地方運輸局長又は運輸支局長を通じて行うものとする。
- (2) 地方運輸局長等は、規則第4条の規定に基づく速報（以下「速報」という。）のほか、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、当該事故の概要について直ちに国土交通大臣に対し報告すること。
- (3) 地方運輸局長等は、速報の受理、報告その他の取扱いに関する体制を整備し、当該取扱いについて関係職員に対し周知徹底しておくこと。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故の被害が著しく大きい場合、事故の社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めるときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

9 実地調査

地方運輸局長等は、速報又は報告書の提出を受けた事故の被害が著しく大きい場合、事故の社会的影響が大きいと判断される場合、速報又は報告書の内容に不明確な点がある場合など調査を行う必要があると認めるときは、別表1の事故実地調査要領を参考に実地調査を行うこと。この場合には、実地調査の結果は当該報告書に添付して進達すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断されるとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断されるときは、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにその内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

10 事故警報

地方運輸局長は、類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断されるとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがあると判断されるときは、速やかに、規則第5条の規定により、事故防止対策を定め、事業者等にこれを周知させること。

また、地方運輸局長は、事故警報を発令したときは、速やかにその内容を国土交通大臣に報告するとともに、他の地方運輸局長に通報すること。

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第5号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第5号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

12 車両故障に起因する事故

12 車両故障に起因する事故

(1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

(2) 地方運輸局長は、規則第2条第6号に該当する事故で被害が大きい場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車交通局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車交通局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

① 当該事故の概要及び原因

② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

③ 別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車交通局長に送付すること。

(1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面（タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯（ヒューズ切れを含む。）の場合は添付を要しない。）等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

(2) 地方運輸局長は、規則第2条第6号に該当する事故で被害が大きい場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車交通局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車交通局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

① 当該事故の概要及び原因

② 当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

③ 別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車交通局長に送付すること。

1.3 報告書の提出洩れの防止

(1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第3条の規定による報告書の提出が確実になされるよう事業者等を指導すること。

(2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出洩れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

事業用自動車の死亡、重傷事故

1.3 報告書の提出洩れの防止

(1) 地方運輸局長等は、監査、研修、運行管理者及び整備管理者の選任等の届出の受理の際等、機会あるごとに、規則第3条の規定による報告書の提出が確実になされるよう事業者等を指導すること。

(2) 自動車運送事業用自動車死亡事故及び重傷事故を引き起こした場合には、警察庁との協議により、警視総監又は道府県警察本部長から運輸支局長あて次の様式により通報されることとなっているので、報告書の提出洩れの防止を図るため相互に密接な情報交換を行うこと。

事業用自動車の死亡、重傷事故

発生年月日	事業者名 (甲)	事業者名 (乙)	警察署名

発生年月日	事業者名 (甲)	事業者名 (乙)	警察署名